

学位申請者（課程博士）のための手引き

東京大学大学院教育学研究科

平成24年 5月 9日

目 次

1.	研究倫理	1
2.	論文、申請書類等の種類と提出部数	1
3.	提出方法	1
4.	論文、参考論文及び論文の内容の要旨の作成要領	
1)	論文について	2
2)	参考論文について	2
3)	論文の内容の要旨について	3
5.	申請書類等の記入要領	
1)	履歴書	4
2)	論文目録	5
3)	同意承諾書	6
6.	東京大学学位規則	7～14

1. 研究倫理

博士学位論文を作成及び申請するにあたっては、次の2点を必ず熟読して下さい。

- ① 東京大学大学院教育学研究科『信頼される論文を書くために』
(<http://www.p.u-tokyo.ac.jp/student/>)
- ② 東京大学の科学研究における行動規範
(<http://www.u-tokyo.ac.jp/ja/administration/codeofconduct/>)

また、申請の際に、研究倫理規範を遵守する旨の宣誓書を提出して下さい。

2. 論文、申請書類等の種類と提出部数

1. 論文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5部
2. 参考論文（提出する必要がある場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5部
3. 論文の内容の要旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6部
(他に電子データも提出)
4. 博士学位論文題目届（所定様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
5. 履歴書（所定の用紙）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3部（含写1通）
6. 論文目録（所定の用紙）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3部（含写1通）
7. 同意承諾書（共著者（共同研究者）がいる場合）・・・・・・・・・・・・ 2部（含写1通）
8. 宣誓書（所定様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

※上記4及び8の様式は、大学院教育学研究科学生支援チームで配付しています。

[注意事項]

上記1で提出する論文が本製本でない場合は、学位授与決定後速やかに、本製本2部を提出して下さい。

本製本2部は、国会図書館及び教育学研究科図書室に納品します。

なお、論文博士の場合は、提出部数は3部（納品先：国会図書館、東京大学総合図書館、教育学研究科図書室）とします。

※ 本製本については、「4. 論文、参考論文及び論文の内容の要旨の作成要領」を参照してください。

3. 提出方法

- 1) 大学院教育学研究科学生支援チーム（教育学研究科1階、電話03-5841-3908）に本人が直接持参し、提出して下さい。
- 2) 受付は、平日の午前9時00分から12時00分まで及び、午後1時00分から5時00分までとします。
ただし、事情により窓口を休止することもあるので、あらかじめ学生支援チームへ確認して下さい。

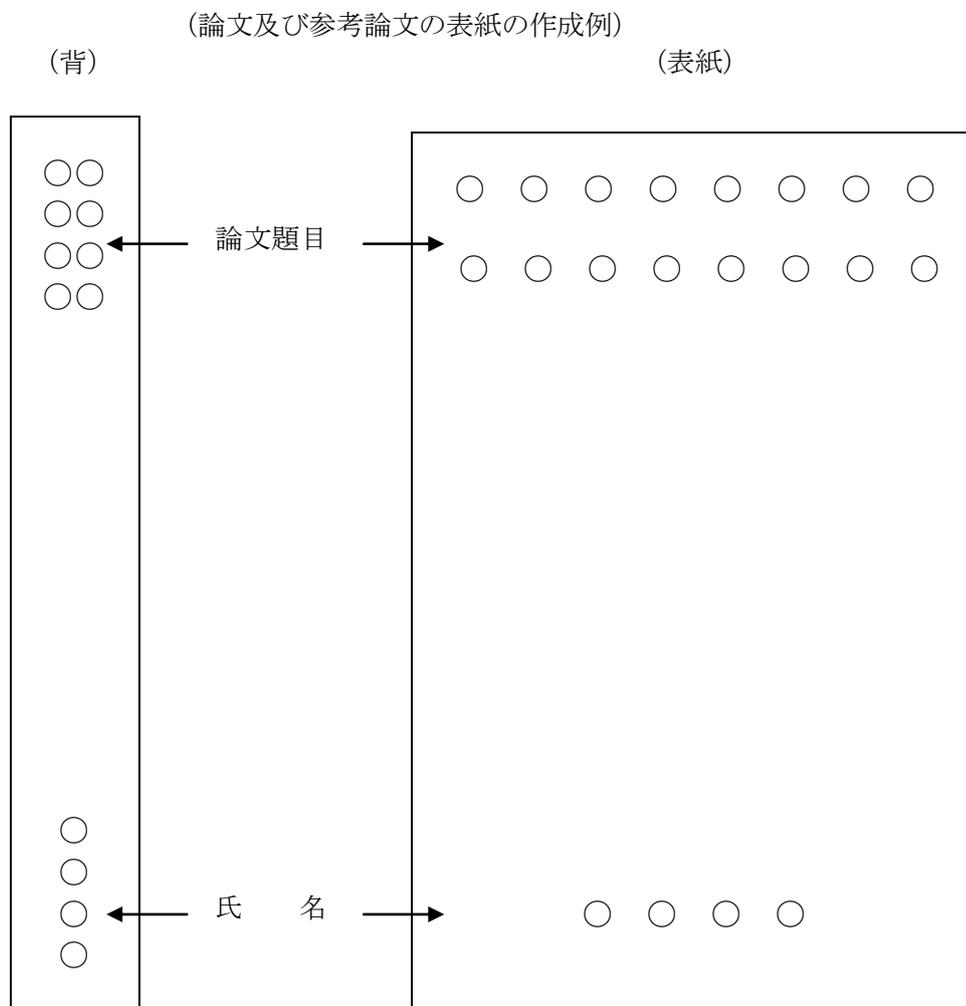
4. 論文、参考論文及び論文の内容の要旨の作成要領

1) 論文について

- (1) ワープロ・パソコン等で印刷（10ポイント程度）したものが望ましいですが、手書きによる場合は楷書体で記入して下さい。
- (2) 本製本を原則とし、表紙と背に論文題目（論文が外国語の場合は題目も外国語とし、和訳をつけること。）及び氏名を記載して下さい。
- (3) 複製する場合は、長期保存に耐えるような複写方法を用いて下さい。
- (4) 論文は整理保存の都合上、大きさはA-4判が望ましい。
- (5) 本製本については、片面刷りを原則とし、表紙は黒色のハードカバー、表紙及び背に記載する文字は金色として下さい。

2) 参考論文について

提出する必要がある場合は、本製本を原則とし、表紙と背に題目（外国語の場合であっても和訳をつける必要はない。）及び氏名を記載するほか、表紙の題目の上には、「参考論文」と明記して下さい。



(参考論文の場合は、論文題目の上に「参考論文」と記入する。)

3) 論文の内容の要旨について

- (1) 日本文（外国語は不可）で記入し，横組，片面刷りとして下さい。
- (2) 大きさはA-4判とし，10ポイント程度の活字で印刷したものとして下さい。
(ワープロ，パソコン等で作成可)
- (3) 作成例に示すとおり，第1頁上半分に「論文の内容の要旨」と論文題目（外国語の場合は，和訳をつけて下さい。）及び氏名を記入し，下半分から内容の要旨を記載して下さい。
- (4) 4,000字以内とし，図表，化学記号等を用いる場合は，明瞭に印刷又は複写し，全体で4頁以内となるように作成して下さい。
- (5) 本学では，学位を授与した論文について，博士学位論文要旨集をデータベース化し，公表しているのので，下記の電子データをフロッピーディスク，CD，MO等により提出して下さい。
 - ① 作成に使用したソフトの文書ファイル（使用ソフト名，バージョン等を明記）
 - ② 上記文書ファイルをテキストファイル形式で保存したファイル

(論文の内容の要旨作成例)

1枚目（第1頁）以下すべて片面刷り

(第1頁)

(第2頁以下)

論文の内容の要旨	
論文題目	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
氏 名	○ ○ ○ ○

(上半分に表題・論文題目・氏名を入れる。下半分から要旨本文を記入する。)

5. 申請書類等の記入要領

1) 履 歴 書 (所定の用紙)

- (1) 履歴書の日付は、申請日（論文提出日）として下さい。
- (2) 様式どおりの書式を作成したものであれば、他の用紙（A-4判）にワープロ、パソコン等で印刷したものでも結構です。
- (3) 署名は必ず自署し、捺印もれのないようにして下さい。
- (4) 学位記に表記する氏名と生年月日は、履歴書の記載に基づき作成するので留意して下さい。
なお、生年月日は西暦による表記も可能なので希望者は西暦で記入して下さい。
- (5) 学歴は、旧制の場合には中等学校、新制の場合には高等学校卒業以降、年次を追って記載して下さい。
- (6) 本学大学院博士課程において、所定の修業年限以上在学し、かつ所要の単位を取得のうえ退学した者（本学学位規則第4条第2項該当者）は、単位取得退学証明書1通を添付して下さい。
- (7) 学歴、職歴、研究歴は、それぞれの事項毎に記入し、特に研究歴には、研究場所及び従事した研究事項を忘れずに記入して下さい。
なお、大学の教員等のように研究歴が職歴と重なる場合にあつては、「職歴及び研究歴」と一つにまとめて記載して下さい。

報 告 番 号	東 大 第 号
---------	---------

履 歴 書

(ふりがな) 氏 名 生 年 月 日	ほん ごう た ろう 本 郷 太 郎 昭和〇〇 (又は19〇〇) 年〇〇月〇〇日生	男 女
現 住 所	東京都文京区本郷7丁目3番1号	
学 歴		
昭和〇〇年 3月〇〇日	〇〇〇高等学校卒業	
昭和〇〇年 4月〇〇日	〇〇大学〇〇学部〇〇学科入学	
平成 〇年 3月〇〇日	同 上 卒 業	
平成 〇年 4月〇〇日	〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻 修士課程入学	
平成 〇年 3月〇〇日	同 上 修 了	
平成 〇年 4月〇〇日	〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻 博士課程進 (入) 学	
平成 〇年〇〇月〇〇日	同上単位取得のうえ退学 (又は中途退学)	
職 歴 (職歴及び研究歴)		
平成 〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇会社〇〇研究所入社	
平成 〇年〇〇月〇〇日	同上退職	
平成 〇年〇〇月〇〇日	〇〇省〇〇〇研究所入所 現在に至る	
研 究 歴		
平成 〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇会社〇〇研究所にて「〇〇〇研究」に従事	
平成 〇年〇〇月〇〇日	〇〇省〇〇〇研究所にて「〇〇〇研究」に従事	
上記のとおり違いありません。		
平成〇〇年〇〇月〇〇日		
本 郷 太 郎 ㊟ (自 署)		

2) 論文目録 (所定の用紙)

- (1) 論文目録の記載年月日は、申請日(論文提出日)として下さい。
- (2) 様式どおりの書式を作成したものであれば、他の用紙(A-4判)にワープロ、パソコン等で印刷したもので結構です。
- (3) 署名は必ず自署し、捺印もれのないようにして下さい。
- (4) 論文題目は、学位申請論文の題目を記入して下さい。
- (5) 論文題目が外国語の場合は、和訳を付記して下さい。
- (6) 「印刷公表の方法及び時期」の欄には、学位申請論文のすでに公表された部分についてその時期、題目、著者名、学会誌・学内誌・学術雑誌・単行本等の種類及び名称を記入し、出版社等の名称を付記して下さい。
 なお、共著者(共同研究者)がいる場合には、後記する**同意承諾書**の提出を要します。ただし、共著者が故人の場合には、氏名の後に、「(物故)」と記入し、同意承諾書の提出を要しません。
 また、これから発表しようとする論文がまだ印刷公表されていないときは、その予定を記載して下さい。なお、ここでいう印刷公表は投稿予定のものは含まないものとします。
 注)「印刷公表」の予定とは、既に学会誌等に投稿したものを指し、「投稿予定」とは、これから学会誌等に投稿しようとするものを指します。
- (7) 参考論文の欄には、審査の参考となる、学位申請論文と共に提出すべき自作の論文があれば、それを列記して下さい。
 なお、題目は外国語の場合であっても、和訳を付記する必要ありません。

論 文 目 録

報 告 番 号	東 大 第 号	氏 名	本 郷 太 郎
論 文			
1. 題 目	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ (外国語の場合は、和訳を付記すること。)		
2. 印刷公表の方法及び時期			
(1) 昭和○○年○○月 「○○○○○○○○○○○○○○」	○○○○○○○雑誌 ○○巻 ○○～○○頁 (著者名を論文の通りにすべて列挙)		
(2) 平成 ○年○○月 「○○○○○○○○○○○○○○」	○○○○○○○学内誌 ○○号 ○○～○○頁 (著者名を論文の通りにすべて列挙)		
(3) 平成 ○年○○月 「○○○○○○○○○○○○○○」	○○○○○○○学会誌 ○○月号○○～○○頁 に公表予定 (著者名を論文の通りにすべて列挙)		
3. 冊 数	1 篇		
参 考 論 文			
1. 題 目	「 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 」		
2. 印刷公表の方法及び時期			
昭和○○年○○月	○○○雑誌 ○ 巻 (○ 号)		
3. 冊 数	1 篇		
平成○○年○○月○○日			
学位申請者 本 郷 太 郎 ⑩ (自 署)			

3) 同意承諾書 (様式は随意)

- (1) 年月日は、承諾年月日として下さい。
- (2) 署名は必ず自署し、捺印もれのないようにして下さい。
- (3) 共著者が外国人の場合には、サインを捺印の代わりとしますが、その際氏名の部分はタイプ打ちして下さい。なお、同意承諾書が英文の場合には、和訳を付けて下さい。
- (4) 用紙の大きさは、A-4判とします。
- (5) 同意承諾書は、1名につき1枚ずつ作成し、提出して下さい。
- (6) 参考論文の共著者(共同研究者)については、同意承諾書を必要としません。

同 意 承 諾 書

本郷太郎氏提出の学位論文中、私と共著(共同研究)の下記部分については、本郷太郎氏の学位論文とすることを承諾いたします。

記

1. 「○○○○○○○○」 ○○○雑誌 ○巻(○号) ○○～○○頁
2. 「○○○○○○○○」 ○○○雑誌 ○巻(○号) ○○～○○頁
3. 「○○○○○○○○」 ○○○雑誌 ○巻(○号) ○○～○○頁

平成○○年○○月○○日

共著者(共同研究者)

氏 名 ⑩
(自 署)

6. 東京大学学位規則

昭和 32. 4.23

制 定

改正 昭和32. 5.21, 昭和34.10.13
昭和37.12.18, 昭和39.12.15
昭和40. 3.23, 昭和42. 4. 1
昭和44. 4.22, 昭和45.10.20
昭和47. 3.29, 昭和50. 2.18
昭和50.10.21, 昭和51. 4. 1
昭和52. 3.15, 昭和54. 2.20
昭和58. 4.19, 昭和59. 4.17
昭和60. 4.23, 昭和62. 2.17
昭和62. 4.21, 平成 2. 2.20
平成 3. 4.16, 平成 3. 7. 9
平成 4. 3.17, 平成 5.10.19
平成 6. 4.19, 平成 7. 3. 7
平成 7. 5.16, 平成 7.11.21
平成 8. 3.19, 平成 9. 4.22
平成11. 3.16, 平成12. 4. 1
平成12. 4.18, 平成13. 4. 1
平成16. 4. 1, 平成17. 4. 1
平成18. 4. 1, 平成19. 3.22
平成21. 3.26, 平成22. 3.25
平成22. 6.24, 平成24. 3.29

(目的)

第1条 この規則は、東京大学学部通則、東京大学大学院学則及び東京大学大学院専門職学位課程規則に定めるもののほか、東京大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の授与)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

2 学士の学位は、本学の学部を卒業した者に授与する。

3 修士の学位、博士の学位又は専門職学位は、本学大学院の課程を修了した者に授与する。

4 博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても、論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、専攻学術に関し本学大学院の博士課程の教育課程を終えて学位を授与される者と同様に広い学識を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された場合には、授与することができる。

(専攻分野の名称及び専門職学位の種類)

第3条 学士、修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称は、学部、研究科又は教育部ごとに次のとおりとする。

(1) 学士の学位

法 学 部	法 学
医 学 部	医 学
	保健学
工 学 部	工 学
文 学 部	文 学
理 学 部	理 学
農 学 部	農 学
	獣医学
経済学部	経済学
教養学部	教 養
教育学部	教育学

薬学部	薬科学 薬学
(2) 修士の学位	
人文社会系研究科	文学 心理学 社会学 社会心理学
教育学研究科	教育学
法学政治学研究科	法学
経済学研究科	経済学
総合文化研究科	学術 国際貢献 欧州研究 グローバル研究
理学系研究科	理学
工学系研究科	工学
農学生命科学研究科	農学
医学系研究科	保健学 医科学
薬学系研究科	薬科学
数理科学研究科	数理科学
新領域創成科学研究科	科学 生命科学 環境学 国際協力学 サステイナビリティ学
情報理工学系研究科	情報理工学
学際情報学府	学際情報学 社会情報学
(3) 博士の学位	
人文社会系研究科	文学 心理学 社会学 社会心理学
教育学研究科	教育学
法学政治学研究科	法学
経済学研究科	経済学
総合文化研究科	学術 国際貢献 グローバル研究
理学系研究科	理学
工学系研究科	工学 学術
農学生命科学研究科	農学 獣医学
医学系研究科	医学 保健学
薬学系研究科	薬科学 薬学
数理科学研究科	数理科学
新領域創成科学研究科	科学 生命科学 環境学

国際協力学
サステイナビリティ学

情報理工学系研究科
学際情報学府
情報理工学
学際情報学
社会情報学

2 専門職学位の種類及び学位に付記する専攻分野の名称は、研究科又は教育部ごとに次のとおりとする。

法学政治学研究科 法務博士（専門職）
工学系研究科 原子力修士（専門職）
医学系研究科 公衆衛生学修士（専門職）
公共政策学教育部 公共政策学修士（専門職）

（論文の提出）

第4条 本学大学院の博士課程を経ない者が博士の学位の授与を申請するときは、学位申請書、論文の内容の要旨、論文目録、履歴書及び論文審査手数料を添え、学位に付記する専攻分野の名称を指定して、論文（正副あわせて5部）を総長に提出しなければならない。

2 本学大学院の博士後期課程及び獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程に所定の修業年限以上在学し、教育課程を修了したのみで退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定による。ただし、退学後3年以内に論文を提出するときは、論文審査手数料を納付することを要しない。

3 前2項の規定により提出した論文及び納付した論文審査手数料は、還付しない。

4 第1項の論文審査手数料の額は別に定める。

（論文）

第5条 前条第1項又は第2項の規定により提出する論文は、1篇に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型又は標本等の材料を提出させることができる。

（研究科又は教育部の教育会議の指定）

第6条 第4条第1項又は第2項の規定により論文の提出があつたときは、総長は、関係の研究科長又は教育部の部長と協議のうえ、その論文を審査すべき研究科又は教育部の教育会議（以下「教育会議」という。）を指定し、これにその審査を付託する。

（審査委員会）

第7条 前条の規定により論文の審査を付託された教育会議は、その審査のため審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、当該研究科又は教育部の教員5名以上で組織する。

3 前項の規定にかかわらず、当該教育会議が、審査のため必要があると認めるときは、当該研究科又は教育部以外の学内の教員若しくは学外の大学院又は研究所等の教員等を審査委員会の委員として加えることができる。

（論文の審査、試験及び学力の確認等）

第8条 審査委員会は、論文の審査、試験及び学力の確認を行う。

2 試験は論文を中心として、これに関連のある科目について行う。

3 学力の確認は、試問の方法により行うものとし、試問は口頭試問及び筆答試問により、専攻学術及び外国語に関し本学大学院において博士課程の教育課程を終えて学位を授与される者と同様に広い学識を有することを確認するために行う。

4 審査委員会は、前項の規定にかかわらず、学位の授与を申請する者の経歴及び提出論文以外の業績を審査して試問の全部又は一部を行う必要がないと認めるときは、教育会議の承認を得て、その経歴及び業績の審査をもって試問の全部又は一部に代えることができる。

（学力確認の特例）

第9条 第4条第2項の規定により学位の授与を申請する者が退学してから各研究科又は教育部の所定の年限内に論文を提出したときは、学力の確認を行わないことができる。

（審査期間）

第10条 審査委員会は、第4条第1項又は第2項の規定により論文が提出された日から1年以内に、論文の審査、試験及び学力の確認を終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、教育会議の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

（審査委員会の報告）

第11条 審査委員会は、論文の審査、試験及び学力の確認を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、審査の結果の要旨、試験の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨に、学位を授与できる

か否かの意見を添え、教育会議に文書で報告しなければならない。

2 審査委員会は、論文の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、試験及び学力の確認を行わないことができる。この場合には、審査委員会は、前項の規定にかかわらず、試験の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨を添付することを要しない。

(教育会議の審議)

第12条 教育会議は、前条第1項の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決をするには、委員全員の2分の1以上の出席を必要とする。ただし、公務又は出張のため出席することができない委員は、委員の数に算入しない。

3 学位を授与できるものと議決するには、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(研究科長又は教育部の部長の報告)

第13条 教育会議が前条の議決をしたときは、その研究科長又は教育部の部長は、論文とともに、論文の内容の要旨、審査の結果の要旨、試験の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨を文書で総長に報告しなければならない。ただし、試験及び学力の確認を経ないで、学位を授与できないものと議決したときは、試験の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨を添付することを要しない。

(学位の授与)

第14条 総長は、前条の報告に基づいて、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位論文の要旨等の公表)

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨を公表する。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を印刷公表しなければならない。ただし、既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、研究科長又は教育部の部長の承認を得て、当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、当該研究科又は教育部は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により学位論文を公表する場合には、東京大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

(学位授与の取消し)

第17条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、総長は、学部の教授会又は教育会議の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させる。

2 学部の教授会又は教育会議において前項の議決をするには、教授会構成員又は委員全員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、その出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。第12条第2項ただし書の規定は、この場合に準用する。

3 総長は、第1項に基づいて修士の学位、博士の学位又は専門職学位の授与を取り消したときは、その旨を公表する。

(学位記の再交付)

第18条 学位記の再交付は、特別の事由があると総長が認めた場合に限り行うことができる。学位記の再交付を受けようとする者は、所定の申請書に手数料を添え、願出なければならない。

2 前項に定める手数料の額は、別に定める。

(登録)

第19条 本学において博士の学位を授与したときは、総長は、文部科学大臣に報告し、学位簿に登録する。

(学位記の様式)

第20条 学位記の様式は、別紙のとおりとする。

附 則

この規則は、平成6年4月19日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成7年5月16日から施行する。
- 2 平成6年3月31日以前に医学部に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成6年3月31日以前に第2種博士課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成9年4月22日から施行し、改正後の東京大学学位規則の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月18日から施行し、改正後の東京大学学位規則の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(人文社会系研究科の経過措置)

第2条 平成16年3月31日以前に人文社会系研究科社会文化研究専攻の修士課程又は博士後期課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(薬学系研究科の経過措置)

第2条 平成22年3月31日以前に薬学系研究科修士課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(薬学系研究科の経過措置)

第2条 平成24年3月31日以前に薬学系研究科博士後期課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

別紙

様式1 (第2条第2項による学位記)

	学法(又は医・工・文・理・農・ 経・教養・教育・薬) 第 号
学 位 記	
	氏 名 年 月 日生
本学〇〇学部〇〇学科(又は課程)において正規の試験に合格し所定の単位を修得したことを認める 東京大学〇〇学部長 氏 名 印	
上記学部長の認定により学士(専攻分野の名称)の学位を授ける 年 月 日 東京大学総長 氏 名 印	

様式2 (第2条第3項による修士又は博士の学位記)

	修(又は博)人社(又は教育・法・経・総合・理・ 工・農・医・薬・数理・創域・情・学情) 第 号
学 位 記	
	氏 名 年 月 日生
本学大学院〇〇研究科(又は〇〇学府)〇〇専攻の修(又は博)士課程において所定の単位を修得し、 学位論文の審査および最終試験に合格したことを認める 東京大学大学院〇〇研究科長(又は〇〇学府長) 氏 名 印	
上記研究科長(又は〇〇学府長)の認定により修(又は博)士(専攻分野の名称)の学位を授ける 年 月 日 東京大学総長 氏 名 印	

備考 第4条第2項に規定する者で退学後3年以内に論文を提出したものに学位を授与する場合には、上記の学位記を授与する。

様式2の2 (第2条第3項による専門職学位の学位記)

専法 (又は工・医・公共) 第 号	
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院〇〇研究科 (又は〇〇教育部) 〇〇専攻の専門職学位課程において所定の単位を修得したことを認める	
東京大学大学院〇〇研究科長 (又は〇〇教育部長) 氏 名 ㊟	
上記研究科長 (又は教育部長) の認定により〇〇修 (又は博) 士 (専門職) の学位を授ける	
年 月 日	東京大学総長 氏 名 ㊟

様式3 (第2条第3項のうち、大学院学則第5条第2項による学位記)

修人社 (又は教育・法・経・総合・理・工・農・ 医・薬・数理・創域・情・学情) 第 号	
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院〇〇研究科 (又は〇〇学府) 〇〇専攻の修士課程において所定の単位を修得し、特定の課題について研究の成果の審査および最終試験に合格したことを認める	
東京大学大学院〇〇研究科長 (又は〇〇学府長) 氏 名 ㊟	
上記研究科長 (又は〇〇学府長) の認定により修士 (専攻分野の名称) の学位を授ける	
年 月 日	東京大学総長 氏 名 ㊟

様式4 (第2条第4項による学位記)

		第 号	
学 位 記			
		氏	名
		年 月	日生
本学に博士の学位論文を提出しその審査および試験に合格し，かつ，所定の学力を有するものと認める			
		東京大学大学院〇〇研究科長（又は〇〇学府長）	
		氏	名 ㊟
上記研究科長（又は〇〇学府長）の認定により博士（専攻分野の名称）の学位を授ける			
年 月 日			
		東京大学総長 氏	名 ㊟